

平成30年4月9日

保護者様

群馬大学教育学部附属小学校長
吉田 秀文

学校感染症による出席停止について

学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法施行規則により登校することができません。感染予防のため、出席停止の扱いになります。病気が治ったときには、本日配付した「治癒証明書」（裏面）を主治医に記入していただき、必ず学校に提出してください。

《 学校感染症について 》

学校は、集団で生活する場所であるため、感染症の流行しやすい環境です。そのために、学校保健安全法が定められ、学校において感染症の流行を防ぐよう努めています。

この学校保健安全法に定められている学校において予防すべき感染症のことを学校感染症と言い、次のような疾病、出席停止期間があります。

	疾病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群，中東呼吸器症候群，鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核，髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

治 癒 証 明 書

群馬大学教育学部附属小学校

年 組 氏名

上記のものは、学校感染症の（ ）が、治癒しましたので
月 日より登校してもよいことを証明します。 ※発症日（ 月 日）

平成 年 月 日

医師・住所・氏名 印

----- き り と り -----

治 癒 証 明 書

群馬大学教育学部附属小学校

年 組 氏名

上記のものは、学校感染症の（ ）が、治癒しましたので
月 日より登校してもよいことを証明します。 ※発症日（ 月 日）

平成 年 月 日

医師・住所・氏名 印

